

4 介護サービス情報の公表制度、災害時情報共有システムについて

4-1 介護サービス情報の公表制度について

- 「介護サービス情報の公表制度」とは、介護保険法第115条の35に定められた介護サービス事業者の義務である。サービスの利用者に対し、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備のために、原則全ての介護サービス事業者に義務付けられている。

介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）

（介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五條の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

（以下、略）

- 提供する介護サービスに係る情報を事業所の所在する都道府県知事に報告しなければならない。＝土浦市指定地域密着型サービス事業者の場合は、茨城県に報告義務がある。
- 報告すべき事項
 - 【基本情報】
事業所所在地、従業者数、営業時間、サービスの内容など
 - 【運営情報】
介護サービスに関する具体的な取り組み状況
外部機関との連携、苦情対応の状況、職員研修の状況など

- 公表情報を報告する際は、「介護サービス情報公表システム」に拠る。当該システムは国により構築され、実際の運用は都道府県が行っている。
- 当該システムに必要事項を報告するために必要なパスワードは、各事業者の新規指定時に茨城県から発行されている。茨城県から各事業者にもメールで通知されているとのことであるため、不明な場合はメールの確認をお願いしたい。それでも不明な場合は、茨城県公式ホームページ「介護情報サービス情報の公表制度」に掲載されているログインパスワード再発行依頼書を茨城県長寿福祉課へ提出されたい。
- 令和7年4月から事業者には義務付けられた重要事項のウェブサイトへの掲載についても、当該システム上に掲載することで履行可能である。
- 各事業者は、都道府県知事が定める介護サービス情報の報告に関する計画に従って毎年報告を実施せねばならず、本年度の報告期限等の詳細は下記、茨城県公式ホームページをご覧ください。
茨城県公式ホームページ「介護サービス情報の公表制度」
https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/joho/johonokohyo.html#content_top
- その他、下記の茨城県公式ホームページの情報も参考になると思われるため、参照いただきたい。
茨城県公式ホームページ 令和8年度介護保険施設等管理者研修会（集団指導）中「介護サービス情報の公表について」
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/documents/7.pdf>

4-2 災害時情報共有システムについて

- 厚生労働省において、災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設、高齢者関係施設及び生活保護関係施設等の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」を設け、令和7年度より運用訓練が開始されている。
当該システムは、大規模災害下で全国のサービス施設、事業所の被災状況、稼働状況等災害に関わる状況を共有し、被災施設、事業所への適切な支援につなげることを目的として運用されているものである。
- 当該システムは、県が管理運用しており、地域密着型サービス事業所についても茨城県に対して報告することとなる。
- 当該システムは、先に説明した介護サービス情報公表システムに内蔵されている。災害発生前に、介護サービス情報公表システムにログインできるか否かご確認いただきたい。ログインができない場合は、前項にてご説明したとおり、茨城県公式ホームページ「介護情報サービス情報の公表制度」に掲載されているログインパスワード再発行依頼書を茨城県長寿福祉課へ提出されたい。
- その他、災害発生前に緊急時メールアドレスの登録や備蓄品の状況報告など、平時にシステム登録すべき情報があるため、各事業者において以下の茨城県公式ホームページをご確認いただき、大規模災害発生時に適切なシステム運用ができるよう備えていただきたい。
茨城県公式ホームページ「災害発生時における介護サービス施設・事業所の被害状況の報告方法等について」
https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/saigai_houkoku.html
茨城県公式ホームページ 令和8年度介護保険施設等管理者研修会（集団指導）中「災害発生時における介護サービス施設・事業所の被災状況の報告方法等について」
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/documents/11.pdf>
- 本年度は6月にR8年度災害時情報共有システムの訓練が実施された。また、大型台風等の災害があった際はシステムに登録の「緊急時の担当者の連絡先」あてに国、県からの直接連絡が送信されている模様である。今後も同システ

ムが実際に運用される場面が増えていくものと思われるため、各事業者においてご対応をお願いいたしたい。